

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

令和2年中に新規に受け付けた不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		23年～27年	28年	29年	30年～ 平成31(令和元)年	2年		
係 属 状 況	前年からの繰越	0	0	1	0	0		
	新規申立	0	1	0	0	0		
	計	0	1	1	0	0		
	新規申立	申立人	組 合	1				
			個 人					
			組合・個人					
		該 当 号	1					
			2		1			
			3					
			4					
			1・2					
			1・3					
			1・4					
			2・3					
2・4								
1・2・3								
1・2・4								
終 結 状 況	取下和解	和解以外の取下						
		和 解	関 与		1			
			無 関 与					
	計			1				
	移 送							
	命 令・決 定	全 部 救 済						
		一 部 救 済						
		棄 却						
		却 下						
	計							
終 結 計			1					
次 年 へ 繰 越	0	1	0	0	0			

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

年 区 分	23年～28年	29年	30年～ 平成31(令和元)年	2年
100日未満				
100～299日		1		
300～499日				
500～699日				
700～999日				
1,000日以上				